

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2015年10月15日発行
第115号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会(略称 全管連)会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク(会員)・理事団体



エクセルコート上尾

上尾市

1棟 6階 38戸

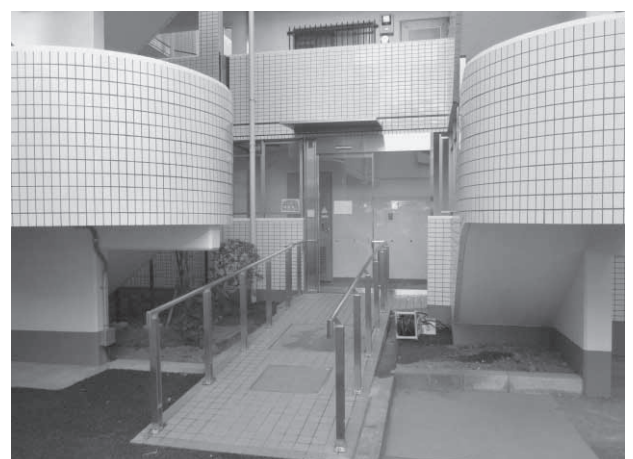
1989年竣工

委託管理

管理会社 埼玉総合ビル管理
サービス株式会社

大規模修繕
工事完工会員
マンション紹介

昨年の大規模修繕に続いて今年度はエントランスを
オートロックに改修



秋号

Autumn

- マンションにおける管理費他滞納対策… p.2
- マンション管理費滞納問題 … p.3
- 分譲マンションの問題点と
管理・再生提言… p.4
- 管理組合コミュニティと規約を考える… p.5
- 都市部をはじめとした
コミュニティの発展に向けて… p.6
- 連載 私の町はどんな町⑦
—戸田市—… p.7
- 会員管理組合情報交換会開催の案内… p.8

マンションにおける管理費他滞納対策

NPO法人 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

今年6月の情報交換会において参加会員管理組合理事長様から、管理費の滞納が増加傾向にあり理事会としてもその回収に苦勞している。滞納者に対する対応マニュアルが無いかとのお話を頂き、参考までに作成してみました。

・平成25年度の国交省マンション総合調査によると、管理費等を3ヶ月以上滞納している住戸のある管理組合が37%・6ヶ月以上の管理組合が22%・7%・1年以上の管理組合が15%・9%となつています。

築年数が古い、又総戸数規模が大きいマンション工程パーセンテージは高くなる傾向にあり、滞納問題は、マンショントラブル全体の27%・2%を占める大きな課題となっています。

1、滞納初期段階の対応とは

・滞納が発生したら、①すぐ文書で未納催促をします。素早い対応が必要です。文書を出しても支払が無い場合には、②電話を掛けて催促をします。

・電話で催促をするときの三つのポイント

①電話の会話内容をメモに取る。②滞納者の都合に配慮し、迷惑にならない時間帯を選んで電話をかける。③感情的にならず冷静に対応する。電話を掛けても支払が無い場合は、直接会って催促をすることになります。

・直接会って支払督促をするときの三つの重要なポイント

①役員数名で訪問し、その時の話の内容を正確に記録にのこす。②支払をしない理由を確認する(回収の為に後々の対応を検討する時の参考になります) ③領収

書を持参する。(訪問した時、その場で支払ってくれる場合も考えられます) また、その場で支払いが無くても支払う意思があるなら約束を取り付ける事も大切です。この時口約束だけでなく支払い合意書を取り交わす、又可能であれば、公正証書にする事が望ましいです。

「公正証書」には、約束が守られない場合に、直ちに強制執行が出来るというメリットがあります。

(注) ・同じマンションの住民同士、支払い督促するのが嫌で先送りになりがちですが、素早く対応する事が肝要です。

滞納を放置しておくその他の組合員の滞納を誘発する事も考えられます。又、委託管理の管理組合は、管理会社が対応しますが管理委託契約書の内容をしっかりと確認してください。

2、滞納中期段階の対応とは
・支払督促を続けて三ヶ月

間支払いが無い場合は、中間段階に入ったと考え、手続き方法も内容証明郵便による督促にします。

(注)

・内容証明郵便による督促を受けると、滞納者は管理組合が強硬な態度で請求していると感じ、支払いに応じる事も多いようです。

更に、弁護士が管理組合の代理人として出すと半分の滞納者が支払ってくれますが、相手方に届いていないと争いになる場合がある為、必ず配達証明付で出すことが大切です。

3、法的手続きの段階では
・内容証明郵便を出しても支払が無いときは、法的手続きの段階にきていると考えます。

・法的手続きの方法には、
①支払督促 ②少額訴訟
③先取り特権の実行 ④通常訴訟などがあります。

(注)

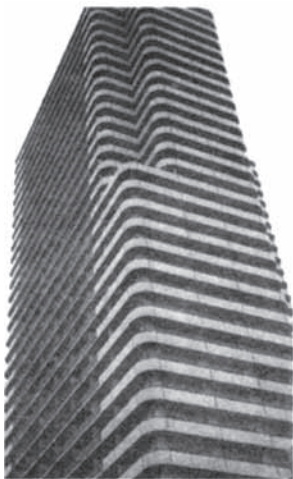
①法的手続きは、管理組合が手続きをしなければなりません、弁護士に依頼するという方法もあります。

納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463



②法的手続きを取る場合、事前に総会の決議が必要になります。(区分所有法第26条第4項)但し、管理規約で別の定めがあれば構いません。

(注) ・私としては、マンションの維持管理・運営の為、滞納回収は大切であるが、如何にして滞納を発生させないか？
 ・区分所有者に対する滞納未然防止策を検討作成し、引継いだ理事会が常に確認をする事が大切ではないかと思えます。

「マンション管理費滞納問題」

1、区分所有法第19条…
 (共用部分の負担及び利益收受)
 ・各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

2、区分所有法第21条…
 (共用部分に関する規定の)

・建物の敷地または、共用部分以外の付属施設「これに関する権利も含む」が、区分所有者の共有に属する場合には、第17条(共用部分の変更)・第18条(共用部分の管理)・第19条までの規定は、その敷地または、附属施設に準用する。

*上記により、区分所有者は法律上からも共用部分の管理経費を負担しなければなりません。
 *管理費滞納防止策として、所有者の支払い順位を上位にする意識づけであり、徴収者である管理組合の取り込み姿勢を明確にすることが重要です。

- (1) 滞納状況の確認
 - 1) 振替口座手続きの不備・失念
 - 2) 破算・勤務先の倒産・リストラ等による生活困窮
 - 3) 行方不明
 - 4) 管理会社への不満・理事会への不満
 - 5) 競落人の支払い拒否
 - 6) 意図的な支払拒否
- *理事会として

1) 触れたくない・滞納状況を把握していない

- 2) 管理会社任せであり、監督状況も把握していない
 - 3) 長期になるまで放置状態であり、問題を複雑にしている
 - 4) 滞納者の状況が分からない
 - 5) 感情的になって居る
- *ポイント
- 1) 滞納者の状況の確認が重要
 - 2) 早期に行動を起こすことが重要
 - 3) 状況により面談が必要
 - 4) 監督は約束を実行、守つて欲しい旨を連絡する
 - 5) 管理会社の監督状況を把握する(委託契約書の確認)
 - 6) 滞納は管理が重要
 - 7) 状況により法的処置もやむを得ない

*管理費滞納回収には、滞納者直接督促の場合と新所有者等、引継相続人へ請求する場合とがある。
 *滞納対策
 ・滞納は、組合活動の「健全な運営」に支障をきたす

瑕疵的課題としてとらえ、積み上げる前に摘み取る方策を講じなければならぬ。

管理会社の担当者は滞納該当者の実態(対応)を最優先の課題として該当者氏名及び経緯を理事会に報告する。
 理事会は、重要事項として順次駐車場解約・滞納住戸番号告知・法的対応は当然として決議、粛々として執行しなければならぬ。

3、滞納策として、事前に以下の条件が管理規約に規定されている事が条件であるが、該当者に告知の上処置を講ずる。
 1) 滞納3ヶ月で、駐車場解約、駐車場移動する。車庫はレッカー移動する。
 2) 滞納4ヶ月で、住戸番号の広報、法的手続きを開始する。
 つづく(次号は法的手続きについて)

世紀を超えて 快適サポート

Kens 建装工業株式会社
 首都圏マンションリニューアル事業部
 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-11-1
 TEL03-3433-0503 FAX03-3433-0535
 URL : http://WWW.KENSO.CO.JP

～ Totalでご提案します ～
 大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

大規模修繕工事
給排水設備工事
各種防水工事
防音工事
内装工事
建物・設備診断



 JQA-QM6964 JQA-EM6433
 「首都圏マンションリニューアル事業部」

東北支店 千葉支店 横浜支店 中部支店 関西支店 札幌営業所 福岡営業所

東京都住宅政策審議会 分譲マンションの問題点と管理・再生提言

東京都住宅政策審議会

は、舛添要一都知事から、「人口減少社会に向かう中、住宅政策の新たな展開はどうあるべきか」との諮問を受け、特に、「広く普及している分譲マンションについては、老朽化したストックが今後急増する見込みであり、管理の適正化や円滑な再生に向けた取組みの強化が必要」として、今後のマンションの施策の在り方等について、審議会としての意見を求められた。審議会は、平成27年9月3日に知事に答申。内容は、東京都の事とはいえ、他地域の分譲マンションにも参考となる事項が多く紹介します。

に多い。

高齢年マンションの状況をみると、着工から40年以上経過したマンションの戸数は平成25年末時点で、12・6万戸であるが約4割が現行の容積率制限に適合しておらず、建替えが進まなければ、10年後の平成35年には、約3・4倍の42・8万戸迄急増する見込みとなつて居る。

2、マンションの購入者は、都が平成22年度に都内在住のマンションの区分所有者を対象にしたアンケート調査で、マンション購入時に重視した事項として「立地」「販売価格」「間取り・方角」の順位高くなつており、「管理費」「修繕積立金の額」や「維持管理に對しての配慮」等は低い。

3、都の実態調査では、築年数の経過したマンション程、高齢化や賃貸化が進み区分所有者の管理組合活動への参加が困難となり、管

理に無関心な居住者が増え、役員の成り手がいなくなるなど、管理上の問題が多く見られる。

4、民間の調査によれば、全国の建替えが実施されたマンション（平成26年6月までに竣工した物件）は202件で、約6割の117件が都内の物件。このうち約9割の106件が区の物件で、これまでに都内の建替えが実現したマンションは、建て替え時の平均築後年数が約40年であり、そのほとんどが駅からの距離が近い、敷地が広い、容積率に余裕がある。

還元率（従前権利床面積に對する追加負担なしで、取得できる従後権利床面積の割合）が高い等、条件に恵まれている。

*区分所有者の役割

①管理は、全員が共同で行う事が原則です。管理組合の業務は「財産管理」であるとの発言もあるように、無理解、無関心で参加しないことは、自分の財産を損ねることになります。

②快適な住環境の維持・向上の為、自分から組合活動に積極的に参加するようにならねばならない。

③組合業務は、決して難しい物ではありません。理解できるようにしましょう。

④マンション管理の基本的ルールは、「管理規約」です。総会の際には持参しましょう。

*まとめとして
管理組合は、組合員が組合活動に興味を持つような良好なコミュニティ「マンションに住む人が共同意識を持つて共同生活を営む集団」を構成し、合意形成の為の条件を整え、日頃の生活の中から、気軽に参加できるような環境を作っておくことが必要です。

即ち、管理組合は、各区分所有者の意志の「合意」によつて、管理を行うものですから、組合員は、管理組合の一員として組合運営に積極的に参加する等その役割を果たすことが大切です。

会長 佐々木 一

ヤマギシリフォーム工業株式会社
YAMAGISHI

すまい美しく
北 関 東 支 店

ISO 9001
ISO14001
認証取得

〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 (代) FAX 048-687-1721

管理組合コミュニティと規約を考える

管理組合の運営には、その業務を規約に明示しておくことが大切です。「マンション標準管理規約(単棟型)」に拠ると、管理組合の業務は第32条十五号で「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」が加えられています。

コミュニティが管理組合運営をスムーズにする

標準管理規約は平成16年6月15日の改正で、管理組合の置かれた情勢を踏まえ、「日常的なトラブルの未然防止や、大規模修繕工事等の円滑な実施のために、地域コミュニティ形成」が必須ということで追加。具体的には、居住者間で行う行事(懇親会等)、地域の行事(祭り等)でマンション居住者と地域の人々とのコミュニケーションを図る目的で参加費用等を管理組合から支出するこ

とができるようになりました。

会議もコミュニティ！

コミュニティは、お祭りなどのイベント系だけではなく、総会、理事会、委員会などの会議そのものも、コミュニティ醸成に役立ちます。それら会議の準備、議論、決定、実行などは、仲間との協力、交流、学習などによってコミュニティ形成を強固にします。

管理組合コミュニティは、大規模修繕工事などの準備段階から竣工までの困難なプロジェクトの合意を、区分所有者から得るのにとっても有効に働きます。管理組合コミュニティは、管理組合運営にとって不可欠なのです。

規約変更のアプローチ

規約を変更する場合、規約の条文をどうしようかとか、標準管理規約をそのままにしようというアプロ

チは得策ではありません。

まず、自分たちのマンションの特徴や将来ビジョンを、みんなで考えることから取り組みたいものです。

つまり、木で言えば根や幹を整えること。骨格をしつかりと創り上げることが必要です。その後、それに基づいた規約を、区分所有法の枠内において標準管理規約を参考にし、また、他の管理組合の運営上の考え方とその規約を学ぶ事例研究は、とてもよい学習方法で、十分に参考に価すると思います。

不可解なコミュニティ条項削除

国交相は平成24年1月に、福井秀夫・政策研究大学院大学教授を座長に「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」を立ち上げました。福井氏は「マンション管理にコミュニティは不要」ということで、標準管理規約の管理組合の業務から「コミュニティ活動条項」の削除を進めよう

とし、埼玉ネット等の管理組合団体等による反論は、あつという間に広がり、埼玉ネットが所属する全国マンション管理組合連合会も、マンション学会などと共同で緊急声明を出すなどの反対活動を展開してきました。

コミュニティはマンションの基本

先述のように良好なコミュニティが形成されているマンションは、合意形成が比較的うまくいく傾向にあり、暮らしやすく資産価値も安定していると言われていきます。なぜ福井氏がコミュニティ条項削除に固執しているのが理解できません。

国交省は10月にパブリックコメントを求めるようです。管理組合の皆さまは、ぜひ、コミュニティ形成こそマンションの居住価値を高める大きな柱であることを再認識し、その旨の意見を国交省に発することが必要だと思えます。

諮問委員 柿沼英雄

マンションのアルミサッシ交換



- ・快適・美観向上のためにサッシを取替えましょう！
- ・住まいの資産価値の維持・向上！

(株) LIXIL リニューアル
埼玉支店
連絡先 048-668-5084

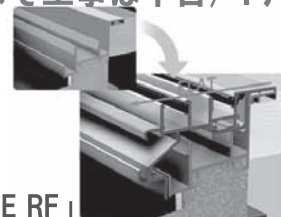
before



after



※ およそ工事は半日/1戸



「PRO-SERF」
(プロゼアールエフ)

古いサッシ(赤い部分)に新しいサッシ(青い部分)をカバー工法で取付

都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項についてマンション管理組合は、どう対応するのか？

【総務省の動き】

今年の5月12日に総務省より、各都道府県総務担当 部長局長へ、標題に関わる通知がありました。

その内容は、都市部へ人口の流動化が進むことで、人と人とのつながりが益々希薄になり、孤独死や社会的孤立問題が深刻化し、コミュニティの弱体化につながる事を危惧しているもので、昨年度、「都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会（座長：河合克義 明治学院大学社会学部教授）」として計5回開催され、マンション住民の地域とのつながりや、災害弱者等の名簿保有の問題を中心とした防災面におけるコミュニティの役割などといった都市部のコミュニティが抱える課題について調査研究が行われ、地域自治の重要性について着目

し、それを担う多様な主体の一つとしてマンション管理組合の存在は大きいと結論づけています。

【国文省の動き】

それに対して、国交省では平成24年1月から27年2月まで途中2年半の中断を経て「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」（座長：福井秀夫・政策研究大学院大学教授）が終了しました。最終とりまとめとして、現在は標準管理規約に盛り込まれている「第34条（管理組合の業務）（15）地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」の条項を削除する相反する意見が同時に提出されました。

【管理組合はどう対応する】

仮に管理組合と自治会が独立して存在するマンションで、それぞれの役割を拘

子定規に捉え、夫々の領域に踏み込んで行動する思考を停止してしまつたら一体どうなってしまうのでしょうか？

例えば今まで、自治会が主催していた秋祭りに管理組合費から掛かる費用を捻出していたが、それを取りやめる等の話が出ないとも限りません。

管理組合と自治会は車の両輪です。東日本大震災では、マンションのコミュニティは地域との連携に重要な役割を果たしてきました。

日頃からスムーズなコミュニティケーションのある管理組合はBCP対応にも大きな力を発揮します。

【地域コミュニティの発展】

1. 管理組合をはじめ多様な主体が担う地域自治の重要性について

●住みよい地域をつくるためには行政の活動+地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠。

●特に都市部においては、マンション等の多様な住居形態があり、また住民の転

出入が多く、生活様式が多様で様々な価値観を有する人が多くなつてきている。

●地域の見守り活動や生きがいづくり、防犯、環境対策など、自治会等が地域において果たす役割は多岐にわたります。こうした防災面での活動を契機として、平時よりコミュニティとしての一体感の形成を図り、その他の課題に対しても協働で取り組むことが重要。

2. 行政による部局横断的な取り組みの重要性

●コミュニティが地域において果たす役割は多岐にわたっており、行政としても、ワンストップ的に地域との調整や支援を行う窓口や、地域からの相談・要望を庁内で連携して調整する場の設置について検討することが求められる。また、行政内部だけでなく、専門的なノウハウを有する関係団体とも連携して、一体的にコミュニティ活動の支援に取り組んでいくことが重要。以上抜粋

（埼玉管ネット事務局）

世紀を超えて 快適サポート

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断

～ Total でご提案します ～
大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。



建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL: http://www.kensou.co.jp/

東北支店・千葉支店・横浜支店・中部支店
関西支店・札幌営業所・福岡営業所

連載 私の町はどんな町②

— 戸田市 —

戸田市は武蔵野台地の縁に沿って西から東へ流れている荒川で、西も南もし字状に二方を囲まれています。その上北と東の大宮大地と武蔵野台地の間に広がる沖積地で、粘土質の表土で覆われ、その下には三〇米〜四〇米の沖積層が厚く堆積しています。

昭和五七年の新幹線・埼京線建設に伴う比較的高台にあった「鍛冶谷・新田口遺跡」の調査によると、この遺跡の最も高いところが標高約三米だったことから戸田市がいかに高低差のない荒川低地であったことが判ります。従って今から六〇〇年前、縄文時代前期の頃は、全域海水面下に沈んでいました。

戸田市西部の荒川左岸では弥生時代の後期にやっと集落が構成されていた遺跡が見られます。

初めて行政区が確立された六五〇年頃、武蔵国が成立し、戸田市は足立郡に属し「堀津郷」と「大里郷」の郷域がありました。一郷の人口は約一二〇〇人〜一三〇〇人とされているので戸田市の人口は二五〇〇人位だったと推測されます。

八世紀中期、荘園領主が生れ、有力豪族が権力と共に武士化してきます。

戸田では鎌倉時代に、佐々目太郎、戸田兵衛尉茂平が活躍し、現在の笹目や戸田という地名の元になっています。

鎌倉幕府の成立と共に鎌倉を起点にした街道が整備され、関東西部を北上する「上道」、奥州へ通じる「中道」、東の太平洋岸を北上する「下道」が出来て戸田市内には中道の枝道がありました。

新編武蔵風土記の足立郡下笹目の頃に「村内一条ノ往還アリ美女木村ヨリ早瀬ノ渡（今の笹目橋の上流付

近）へ達ス。是、古へノ鎌倉街道ト云ウ」とありま

す。一三三三年足利尊氏は、鎌倉の北条時行を破り京都室町に幕府を開きました。

一三三五年に尊氏は鎌倉の中先の乱鎮圧の報賽として、佐々目郷の美作守の知行分笹目郷（現在の戸田市笹目、美女木、さいたま市の内容、曲本等）を不冷座本地供料所として鶴岡八幡宮に寄進しました。

この笹目郷地区は荒川の度々の氾濫の度に上流より腐養な土が流れ込み、稲作に適した土地となり他地区の数倍の石高を生み、中世を通じて鶴岡八幡宮の財政の三分の一を賄う大切な所領だったと云われています。

佐々目郷の日常的な支配や管理運営にあたっていたのは「政所」です。この政所は、鎌倉街道に面し、鶴岡八幡宮の末社として勧進された「美女木八幡宮」にあつたと思われま

す。戸田は荒川に囲まれているので多くの渡船場がありました。上流から

(一)「地蔵木の渡」（通称道満の渡）

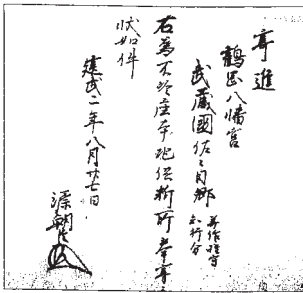
(二)「大野の渡し」現和光市へ

(三)「芝宮の渡し」和光市へ

(四)「早瀬の渡し」豊島上赤塚村へ。鎌倉街道の重要な渡船場でした。

(五)「戸田の渡し」江戸へ通じる中山道の渡船場で最も規模の大きい渡船場です。鎌倉時代から最も騒がれていた早瀬の渡しも、昭和十七年に木製の笹目橋が架橋され、その役目を終えました。

(小島 次郎)



足利尊氏の寄進状

マンションの大規模修繕工事、**“瑕疵”への備えはありますか？**

大規模修繕工事の『**瑕疵保険**』なら…



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 住宅あんしん保証

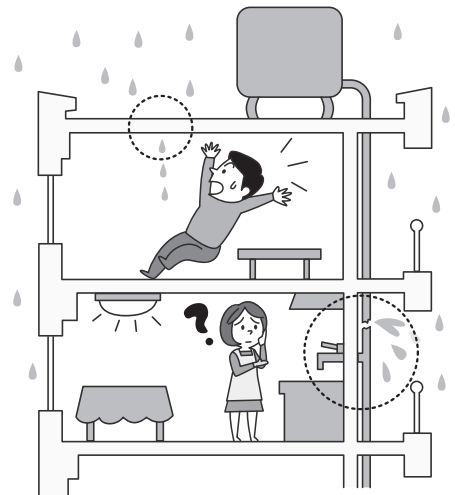
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1

TEL:03-3562-8122 FAX:03-3562-8031

までお問合せください！

住宅あんしん

検索



会員管理組合情報 交換会開催の案内

会員の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。又平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年10月、平成2年創立以来開催しておりました、会員管理組合の情報交換会を再開いたしました。

今回は再開して、第3回目になります。参加希望管理組合は、1団体2名として情報交換会に提起するテーマ(議題)を明記の上、11月5日までに届くよう埼玉管ネット事務局、FAX(020-4664-6209)迄お申し込みください。

勝手ながら、先着順5管理組合締め切らせて頂き、以下は、次回に先送りさせていただきます。

日時 11月7日(土)

午後1:00～3:00まで

場所 NPO法人 埼玉管ネット事務局

事務所

住所 さいたま市南区南浦和3-17

3-17 豊曜ビル 2階B号

事務局インフォメーション

1、今年も5月に会費の請求書と一緒に「理事長変更届」をお送りしておりますが、返信は9月末現在18団体からしかありません。変更時期はいろいろですが、1年中受け付けておりますので理事長の交代された管理組合・マンションライフ他、連絡の送付先変更されたい管理組合は、指定の変更届用紙にて、FAX・又は、郵送にて必ずご返送ください。

役員任期が2年の管理組合の場合は、理事長が交代した時点でご連絡をお願いします。

又、管理組合ポストの作られて無いマンションは、連絡が届かず、マンションライフも返送されてきます。

特に、小型マンションの場合は、必ず理事長の住居(部屋番号)をご連絡ください。

2、NPO 埼玉管ネットでは、理事(新役員)を募集しております。

マンション管理を勉強するつもりで、参加してみませんか?

その気に成ったら TEL 048-887-9921 佐々木迄ご連絡ください。

3、最近マンション内の問題も増えているようです。会員の相談申し込みは、面談希望日の2週間前までにFAX、又は郵送でお申し込みください。

相談申し込み日時は、相談対応者の都合もございますので、第1希望日・第2希望日等、日時を明記してお申し込みください。又、面談の日時を電話にてご確認ください。「会員の相談料は無料」です。

* NPO 法人埼玉管ネット TEL 048-887-9921 FAX 020-4664-6209

事務局担当 佐々木・小島

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLife バックナンバー

ユーザー名 saikan-user

パスワード 1510

大規模修繕工事専門会社
実績に基づく豊富なノウハウ
充実のアフターケア

創業160年
伝統が伝える改修工事



ヤマギシリフォーム工業株式会社

第2事業部(北関東支店)

〒337-0051

埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12

TEL 048-687-1710 FAX 048-687-1721



23万戸超の改修工事実績と
経験はお客様からの信頼の証です!

<http://www.ymgs.co.jp>